

結婚新生活支援補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
1	対象者について	婚姻していますが、まだ同居していません。対象となりますか。	対象となりません。夫婦が同居（同じ住所地に住民登録）していることが必要です。 ただし、単身赴任等その他の夫婦双方が補助対象住宅の所在地に住所を有することができないやむを得ない事情があると町長が認めた場合（当該事情が婚姻日より後に生じた場合に限る。）はこの限りではありません。
2	対象者について	婚姻し補助対象住宅に同居していましたが、単身赴任で急遽別居することになりました。補助の対象になりますか。	原則、夫婦が同居（同じ住所地に住民登録）していることが必要です。 ただし、単身赴任等その他の夫婦双方が補助対象住宅の所在地に住所を有することができないやむを得ない事情があると町長が認めた場合（当該事情が婚姻日より後に生じた場合に限る。）はこの限りではありません。
3	対象者について	契約名義人は夫婦の親ですが、夫婦のいずれかの口座から住宅取得費用または住宅賃借費用が引き落とされています。補助の対象になりますか？	夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年・勤務先契約・低所得等）があり、当該事業が書類等で客観的に確認できる場合は、対象とします。
4	補助対象について（賃貸）	アパートを会社名義で借りていて、会社に家賃を支払っていますが、対象になりますか。	対象となります。 この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等、補助対象者が勤務先に家賃相当額を支払っていることが分かる書類を提出してください。
5	所得額について	所得額は、どこを見たら分かりますか。	所得証明書に記載の「合計所得金額」となります。 ご自身が対象となるか事前に確認されたい場合、所得が給与所得のみで住民税が給与と天引きであれば、「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載の「総所得金額」で確認することができます。 また、給与が1つの勤め先で支給されている場合は、勤務先で発行される源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告をされている方は、確定申告書の「所得金額等」欄を目安にしてください。（実際の合計所得金額と異なる場合もあります）。
6	補助対象について（共通）	上限金額に達するまで、何回も申請できますか。	申請受付期間中（R4.6.1～R5.3.31）1回限りです。

No.	項目	質問	回答
7	補助対象について（住宅取得）	住宅取得費用について、どのような費用が対象になりますか。	建物の購入費用が対象となります。 土地購入費用は、対象外です。 建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）した場合は、建物の購入費用がわかる領収書等（例：領収書と内訳書（建物と土地の購入費用の内訳が分かるもの））を提出してください。内訳書を提出する場合も、領収書は必要です。
8	補助対象について（賃貸）	住宅賃借費用に含まれるものは何ですか。	賃料（最大1か月分）、敷金、礼金、共益費（最大1か月分）、仲介手数料です。 ただし、契約一時金、保証金については、敷金・礼金・仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合、対象となることもありますので、該当する場合は、ご相談ください。
9	補助対象について（賃貸）	家賃や共益費を前払していますが、対象となりますか。	支払日がR4.1.1～R5.3.31であれば対象です。 前払している場合、家賃の対象月まで申請を待つ必要はなく、支払が完了していれば、未来日の家賃についても申請していただいて構いません。
10	補助対象について（リフォーム）	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか？	所有者である必要はありません。ただし、夫婦の双方の住所が当該住宅の住所になっていること、また夫婦どちらかの名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。
11	補助対象について（リフォーム）	賃借物件のリフォーム費用は対象になりますか？	対象になります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用では含まれません。
12	提出書類について	現在、町内に戸籍・住民票がありますが、提出書類として、戸籍謄本や所得証明書を取得する必要がありますか。	【戸籍謄本】 東浦町に、戸籍がある場合は、不要です。 他市町村に戸籍がある場合は、戸籍のある市町村で取得していただく必要があります。 【所得証明書】 令和4年1月1日現在、東浦町に住民票がある方は提出不要です。 令和4年1月1日現在、他市町村に住民票があった方は、該当市町村で所得証明書を取得していただく必要があります。
13	提出書類について	収入がない場合でも所得証明書は必要ですか。	収入がない場合でも、所得証明書が必要です。

No.	項目	質問	回答
14	提出書類について	住宅手当の支給がない場合は、証明が必要ですか。	交付申請書の「4.同意及び誓約項目」欄で、支給がないことを記載していただきます。
15	提出書類について	住居の広さや建築年は、どこでわかりますか。	契約書や重要事項説明書、建物登記事項証明書等で確認してください。分からない場合は、売主等へ確認してください。
16	提出書類について	領収書に記載が必要な事項は何ですか。	支払者氏名、金額、支払内容、支払日、支払先の記載が必要です。
17	提出方法について	役場まで、書類を持っていく必要はありますか。	郵送も可能ですが、不備があった場合に、お手続きに時間がかかる場合がありますので、持参いただくことをお勧めします。また、問い合わせることがありますので、日中連絡の取れる電話番号を必ず記載してください。
18	提出書類について	領収書がありません。口座振込した用紙であればあるのですが。	銀行振込の控えや振込が確認できる通帳の写しでも可能です。ただし、口座名義人、支払日、振込先、内訳、振込額が分かる書類（請求書等）が必要です。
19	振込先について	申請者と振込口座の名義人を別にしてもいいですか。	申請者と振込口座の名義人は同一としてください。

No.	項目	質問	回答
20	その他	結婚新生活支援事業補助金は所得税がかかりますか。	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。
21	その他	申請から補助金の支払まで、何日くらいかかりますか。	提出書類に不備がなければ、約1か月です。